航空自衛隊訓令第2号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第32条及び第49条の規定に基づき、航空自衛隊の編成業務に関する訓令を次のように定める。

昭和44年6月16日

防衛庁長官 有田 喜一

航空自衛隊の編成業務等に関する訓令

改正 昭和48年10月12日空自訓第55号 平成14年10月25日庁訓第53号 昭和53年2月21日空自訓第6号 平成19年1月5日庁訓第1号 昭和56年2月2日空自訓第6号 平成26年7月31日省訓第48号 平成元年3月15日空自訓第17号 平成29年6月23日省訓第39号

航空自衛隊編成業務等に関する訓令(昭和32年航空自衛隊内訓第3号)の全部を改正する。

## 目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 編合(第3条)

第3章 編成及び編成準備

第1節 編成 (第4条-第21条)

第2節 編成準備(第22条-第25条)

第4章 廃止及び廃止準備(第26条-第30条)

第5章 移動及び移動準備(第31条-第33条)

第6章 雑則(第34条-第36条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、航空自衛隊における編合、編成、廃止及び移動並びにそれらの準備に関する業務(以下「編成業務等」という。)を行なうため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この訓令において「編制」、「編制部隊」、「編制部隊等」及び「編合区分」とは、航空自衛隊の編制等に関する訓令(昭和44年航空自衛隊内訓第3号。以下「編制訓令」という。 )第2条に規定する「編制」、「編制部隊」、「編制部隊等」及び「編合区分」をいう。
- 2 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 編成 編制部隊等を新編及び改編することをいう。
- (2) 新編 編制に基づき、新たに編制部隊及び機関を組織することをいう。
- (3) 改編 編制に基づき、編制部隊等の組織等を改正することをいう。
- (4) 廃止 編制部隊及び機関を解体することをいう。
- (5) 移動 編制部隊等又はその一部を変更された所在地へ移すことをいう。

第2章 編合

(編合及び編合命令)

- 第3条 編制部隊の編合は、編制訓令第3条に規定する編合区分に基づいて行なうものとする。
- 2 前項の編合は、編合に関する一般命令によるものとする。

第3章 編成及び編成準備

第1節 編成

(編成及び編成命令)

- 第4条 編制部隊等の編成は、編制訓令第4条第1項及び第5条に規定する編制に基づいて行な うものとする。
- 2 前項の編成(小規模の改編を除く。)は、編成に関する一般命令(以下「編成命令」という。
  )によるものとする。
- 3 編成命令には、次の各号に掲げる事項を示す。
  - (1) 編成管理官
  - (2) 編成部隊等(編成する編制部隊等をいう。以下同じ。)
  - (3) 編制
  - (4) 編制部隊については、その隷属系統
  - (5) 編成地
  - (6) 編成完結日
  - (7) 必要があるときは、編成に協力させる部隊等及びその任務
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、編成業務に関し必要な事項
- 4 編成管理官は、通常、防衛大臣直轄の部隊若しくは機関の長又は航空幕僚長(以下「幕僚長」という。)をもって充てる。

(幕僚長の業務)

- 第5条 幕僚長は、編成命令に基づき、人員及び装備品等の充足に関し、自ら所要の処置をとるほか、編成管理官に対し、次の各号に掲げる事項を指示するものとする。
  - (1) 人員の充足の基準
  - (2) 主要装備品等の充足の基準

- (3) 前2号に掲げるもののほか、編成業務に関し必要な事項 (編成管理官の業務)
- 第6条 編成管理官の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1)編成要員の配当(編成部隊等の定員又は装備品等を充足するため、補職替え等(自衛官にあつては補職替え、事務官等にあつては昇任、降任又は転任をいう。以下同じ。)又は管理換えを行うべきものについて関係部隊等に対する割当を計画することをいう。以下同じ。)
  - (2) 装備品等の配当
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、編成業務の実施に関し必要な事項

(編成管理官の業務の委任)

第7条 航空総隊司令官は、航空方面隊司令官の隷下の編制部隊の編成に関し編成管理官を命ぜられた場合は、前条に規定する業務の一部又は全部を当該航空方面隊司令官に委任することができる。

(編成担任官の指定)

第8条 編成管理官たる幕僚長、航空総隊司令官(前条の規定により編成管理官の業務を委任したときは、委任を受けた当該航空方面隊司令官)、航空支援集団司令官、航空教育集団司令官、航空開発実験集団司令官及び補給本部長は、監督下の適任の編制部隊又は機関の長を編成担任官に指定することができる。

(編成担任官の業務)

第9条 編成担任官は、編成担任官を指定した者の監督を受け、編成業務を担任する。

(編成要員の配当)

- 第10条 編成管理官(第7条の規定により航空総隊司令官が編成管理官の業務を航空方面隊司令官に委任したときは、当該航空方面隊司令官。第17条を除き、以下同じ。)は、編成要員の配当を行うに当たつては、次の各号に掲げる隊員のうちから行う。この場合において、第2号に掲げる隊員の配当は、隊員が勤務を命ぜられている特定の部隊、部課室等の中で行わなければならない。
  - (1) 防衛大臣又は幕僚長が編成要員とするため補職等(自衛官にあつては補職、事務官等にあっては、採用、昇任、降任、転任又は併任をいう。以下同じ。) した隊員
  - (2)編成管理官たる部隊等の長の隷下部隊等に補職されている自衛官のうち、任命権に関する 訓令(昭和36年防衛庁訓令第4号。以下「任命訓令」という。)第37条の規定により幕 僚長が補職できる隊員
  - (3) 任命訓令第38条又は第60条第1項若しくは第63条の規定により編成管理官たる部隊 等の長及びその隷下部隊等の長が補職等できる隊員

(編成要員の監督)

第11条 編成管理官又は編成担任官(以下「編成管理官等」という。)は、編成要員のうち編成業務を補助するため特に命ぜられた者を編成業務の実施に関し監督するものとする。

(編成要員の勤務場所)

- 第12条 幕僚長は、編制部隊及び機関を新編しようとする場合において必要があるときは、前 条の編成要員を編成完結に先立ち編成地において勤務させることができる。
- 2 第22条第4項の規定により当該編成予定地において勤務していた編成準備要員は、別命が ない限り前項の編成要員となり引き続き当該編成地において勤務するものとする。

(装備品等の配当)

- 第13条 編成管理官は、装備品等の配当を行うにあたつては、次の各号に掲げる装備品等のうちから行なう。
  - (1) 幕僚長の指示する主要装備品等又は補給本部長の定める装備品等
  - (2) 編成管理官たる部隊等の長の隷下部隊等の装備品等

(編成部隊等の過剰人員の補職替え等)

第14条 編成管理官は、編制部隊等の改編にあたり、当該編制部隊等の人員が改正された編制に定める定員を超えることとなるときは、幕僚長が特に指示する場合のほか、第10条第2号及び第3号の隊員を編成管理官たる部隊等の長の隷下の未充足の部隊等に補職替え等するための手続をとるものとする。

(編成に協力する部隊等の任務)

第15条 編成業務に関し協力を命ぜられた部隊等の長は、人員の差出し、基地業務の支援等に 関し、編成管理官等に協力するものとする。

(編成完結)

- 第16条 編成部隊等の編成は、編成完結日において、当該編成部隊等の定員及び主要装備定数 の充足を完了した場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、完結したものとする。
  - (1) 当該編成部隊等の定員及び主要装備定数の大部の充足を終了したとき。
  - (2) 当該編成部隊等の定員又は主要装備定数の一部を編成地以外の地において充足するよう指示された場合において、編成地における定員及び主要装備定数の全部又は大部の充足を終了したとき。
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、幕僚長が指示したとき。

(編成完結の報告)

第17条 編成管理官は、当該編成部隊等の編成を完結したときは、その旨を幕僚長に報告するものとする。

(編成管理官等の解任)

第18条 編成管理官等は、当該編成部隊等の編成完結の時をもつて、別命なくその任を解かれるものとする。

(隷属)

第19条 編成部隊等は、編成完結の時からそれぞれ定められた部隊等の長又は防衛大臣に隷属 するものとする。

(編成部隊等の長の指揮権の発動)

第20条 編成部隊等の長は、編成完結の時から編成部隊等を指揮監督するものとする。

(編成時の補職等の特例)

- 第21条 改編前の編制部隊等に所属し、又はこれに臨時勤務(入校及び教育入隊を含む。以下 この条において同じ。)を命ぜられていた隊員は、別に補職又は臨時勤務の発令がないときは 、編成完結日をもつて改編後の当該編制部隊等の相当の職に補職され又はこれに臨時勤務を命 ぜられたものとみなす。
- 2 前項の規定は、編制部隊及び機関を廃止し、これに代わる編制部隊又は機関を新編する場合 において、当該廃止部隊等に所属し、又はこれに臨時勤務を命ぜられていた隊員であつて別に 補職又は臨時勤務の発令がない者について準用する。

第2節 編成準備

(編成準備及び編成準備命令)

- 第22条 編制部隊等の編成準備を行なう必要がある場合は、編成準備に関する一般命令(以下「編成準備命令」という。)によるものとする。
- 2 前項の編成準備命令には、次の各号に掲げる事項を示す。
  - (1) 編成準備管理官
  - (2) 編成予定部隊等
  - (3) 編制又はその基準
  - (4) 編制部隊についてはその隷属系統
  - (5) 編成予定地
  - (6) 編成完結予定日
  - (7) 必要があるときは、編成準備に協力させる部隊等及びその任務
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、編成準備業務に関し必要な事項
- 3 編成準備管理官は、通常、防衛大臣直轄の部隊若しくは機関の長又は幕僚長をもつて充てる。
- 4 幕僚長は、必要がある場合は、編成準備要員を編成予定地において勤務させることができる。 (編成準備管理官の業務)

- 第23条 編成準備管理官の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 編成準備要員の配当
  - (2) 編成予定部隊等のための所要の装備品等の配当
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、編成準備業務の実施に必要な事項

(編成準備の特例)

第24条 小規模の改編又は臨時の部隊の編成を準備する場合には、この節の手続きによらない ことができる。

(準用及び読替規定)

第25条 第5条、第7条から第11条まで、第13条、第15条及び第18条の規定は、編成 準備業務について準用する。この場合において、「編成命令」とあるのは「編成準備命令」と 、「編成管理官」とあるのは「編成準備管理官」と、「編成業務」とあるのは「編成準備業務」と、「編成」とあるのは「編成準備」と、「編成担任官」とあるのは「編成準備担任官」と 、「編成要員」とあるのは「編成準備要員」と、「編成管理官等」とあるのは「編成準備管理 官等」と、「編成部隊等」とあるのは「編成予定部隊等」と、第7条中「前条」とあるのは「 第23条」と、第8条中「前条」とあるのは「第25条により読み替えられた前条」と、第1 0条中「第7条」とあるのは「第25条により読み替えられた第7条」と、第18条中「の編 成完結の時」とあるのは「に関する編成命令の発令の日」と読み替えるものとする。

第4章 廃止及び廃止準備

(廃止及び廃止命令)

- 第26条 編制部隊及び機関の廃止は、廃止に関する一般命令(以下「廃止命令」という。)に よるものとする。
- 2 前項の廃止命令には、次に掲げる事項を示す。
  - (1) 廃止管理官
  - (2) 廃止部隊等
  - (3) 廃止地
  - (4) 廃止完結日
  - (5) 必要があるときは、廃止に協力させる部隊等及びその任務
  - (6) 必要があるときは、廃止部隊等の廃止完結後における残務整理に関する事項
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、廃止業務に関し必要な事項
- 3 廃止管理官は、防衛大臣直轄の部隊又は機関の長をもつて充てる。

(幕僚長の業務)

第27条 幕僚長は、廃止命令に基づき、人員及び装備品等に関し自ら所要の処置をとるほか、

廃止管理官に対し、次の各号に掲げる事項を示すものとする。

- (1) 人員の補職替え等の基準
- (2) 主要装備品等の管理換えの基準
- (3) 前2号に掲げるもののほか、廃止業務に関し必要な事項 (廃止管理官の業務)
- 第28条 廃止管理官の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 廃止部隊等の人員の補職替え等の手続き
  - (2) 廃止部隊等の装備品等の措置
  - (3) 廃止部隊等の残務整理に関する事項
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、廃止業務の実施に関し必要な事項

(廃止部隊等の人員の補職替え等及び装備品等の処理)

- 第29条 廃止管理官は、廃止完結日までに廃止部隊等に所属する隊員(防衛大臣が補職等する 者を除く。)について防衛大臣若しくは幕僚長が定める部隊等への補職替え等の手続又は隷下 部隊等への配当を行うものとする。
- 2 廃止管理官は、廃止完結日までに廃止部隊等の装備品等について幕僚長の指示に基づき所要 の措置を行うものとする。

(準用及び読替規定)

- 第30条 第7条から第9条まで、第15条、第17条及び第18条の規定は、廃止業務について準用する。この場合において、「編成管理官」とあるのは「廃止管理官」と、「編成」とあるのは「廃止」と、「編成担任官」とあるのは「廃止担任官」と、「編成業務」とあるのは「廃止業務」と、「編成管理官等」とあるのは「廃止管理官等」と、「編成完結」とあるのは「廃止完結」と、「編成部隊等」とあるのは「廃止部隊等」と、第7条中「前条」とあるのは「第28条」と、第8条中「前条」とあるのは「第30条第1項により読み替えられた前条」と、読み替えるものとする。
- 2 第7条から第9条まで、第15条、第18条、第24条及び第26条(第6号を除く。)から第28条(第3号を除く。)までの規定は、廃止準備業務について準用する。この場合において、「編成管理官」とあるのは「廃止準備管理官」と、「編成」とあるのは「廃止準備」と、「編成担任官」とあるのは「廃止準備担任官」と、「編成業務」とあるのは「廃止準備業務」と、「編成管理官等」とあるのは「廃止準備管理官等」と、「編成部隊等」とあるのは「廃止準備」と、「廃止」とあるのは「廃止準備」と、「廃止」とあるのは「廃止準備」と、「廃止命令」とあるのは「廃止準備管理官」と、「廃止部隊等」とあるのは「廃止準備管理官」と、「廃止部隊等」とあるのは「廃止準備管理官」と、「廃止部隊等」とあるのは「廃止予定部隊等」と、「廃止地」とあるのは「廃止予

定地」と、「廃止完結日」とあるのは「廃止完結予定日」と、「廃止業務」とあるのは「廃止 準備業務」と、第7条中「前条」とあるのは「第30条により読み替えられた第28条」と、 第8条中「前条」とあるのは「第30条第2項により読み替えられた前条」と、第18条中「 の編成完結の時」とあるのは「に関する廃止命令の発令の日」と、第24条中「この節」とあ るのは「第30条により読み替えられた廃止準備に関するこの節」と読み替えるものとする。

第5章 移動及び移動準備

(移動及び移動命令)

- 第31条 編制部隊等又はその一部の移動は、移動に関する一般命令(以下「移動命令」という。 )によるものとする。
- 2 前項の移動命令には、次の各号に掲げる事項を示す。
  - (1) 移動部隊等
  - (2) 移動先
  - (3) 移動完結日
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、移動に関し必要な事項

(移動完結の報告)

第32条 防衛大臣直轄の部隊及び機関の長は、当該移動部隊等の移動が完結したときは、その 旨を幕僚長に報告するものとする。

(移動準備及び移動準備命令)

- 第33条 編制部隊等又はその一部の移動準備を行なう必要がある場合は、移動準備に関する一般命令(以下「移動準備命令」という。)によるものとする。
- 2 前項の移動準備命令には、次の各号に掲げる事項を示す。
  - (1) 移動予定部隊等
  - (2) 移動予定先
  - (3) 移動完結予定日
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、移動準備に関し必要な事項 第6章 雑則

(人員及び主要装備品等の増減)

第34条 幕僚長は、編成業務等の実施に関連し特に必要がある場合においては、航空自衛隊の 定員及び主要装備定数の範囲内で一時編制成部隊等の定員若しくは定数の一部を欠き、又は増 加することができる。

(報告)

第35条 幕僚長は、編制部隊等の編成、廃止又は移動の完結の報告を受けたときは、速やかに

その旨を防衛大臣に報告しなければならない。

(委任規定)

- 第36条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、幕僚長が定める。 附 則
  - この訓令は、昭和44年6月16日から施行する。 附 則 (昭和48年10月12日航空自衛隊訓令第55号)
  - この訓令は、昭和48年10月16日から施行する。 附 則(昭和53年2月21日航空自衛隊訓令第6号)
  - この訓令は、昭和53年3月31日から施行する。 附 則 (昭和56年2月2日航空自衛隊訓令第6号)
  - この訓令は、昭和56年2月10日から施行する。 附 則(平成元年3月15日航空自衛隊訓令第17号)
  - この訓令は、平成元年3月16日から施行する。 附 則 (平成14年10月25日防衛庁訓令第53号) (抄) (施行期日)
- 1 この訓令は、平成14年11月1日から施行する。附 則(平成19年1月5日防衛庁訓令第1号)(抄)(施行期日)
- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。附 則(平成26年7月31日防衛省訓令第48号)
  - この訓令は、平成26年8月1日から施行する。 附 則(平成29年6月23日防衛省訓令第39号) この訓令は、平成29年7月1日から施行する。